

## 不純に塗れた行為者性の系譜学

### —自発性・自由意志論争・自律—

渡辺 一樹

「責任のある行為とは何か」、あるいは、「自由意志から行ったと言える行為とは何か」。これらは、「私が、本当の意味でしたと言える行為とは何か」という問いをめぐっており、行為者性(agency)——行為者であることの性質——にまつわる諸問題でもある。というのも、行為者性が強く発揮される行為こそ「本当にした行為」であり、責任を負うことのできる行為だからである。そして、「本当にした行為」とは「行為者の自由意志による行為」であるとしばしば理解され、これについて膨大な議論が蓄積されてきた。責任の基礎として自由意志があるように思われるいっぽうで、自然科学的な世界観において、決定論のリアリティがいやましてくる。自然法則や脳信号によって行為がすでに決定されているならば、責任など問えないのではないか。責任と自由意志をめぐる論争は、かかる危機感への応答として発達し、複雑さをきわめてきた。

本稿も行為者性を主題とする。すなわち、本稿は、「私が本当の意味でした行為とは何か」という問いに取り組む。本稿は、とはいえ、行為者性をめぐる先行の論争に分け入ってひとつの立場を擁護したりするものではなく、むしろ諸論争が生じる土壌そのものを問題にする。本稿は、自発的行為者性の概念の実践的眼目を検討しつつ、その眼目を外した諸論争の前提を撃つ。すなわち、自由意志論争をはじめとする行為者性の形而上学は、方向を喪失していると論じる。本稿の方法は、その多くを、バーナード・ウィリアムズの着想に負う<sup>1</sup>。

本稿は以下の構成になっている。第一節では、行為者性をめぐる諸論争の構造を確認し、それらが自発的行為者性をめぐる論争であることを示す。第二節では、自発的行為者性の系譜学を行い、その概念の眼目を考察する。第三節では、前節での系譜学的考察に基づいて、自発的行為者性をめぐる諸論争の前提を批判する。

#### 1. 行為者性をめぐる論争の構造

本節では、行為者性に関する現代の二つの論争を概観し、それが「真に私がし

たと言える行為は何か」をめぐる分析、つまり、自発的行為者性についての分析であることを指摘する。

### 1. 1 行為者不在論争

行為者性についての標準的な見解は、いわゆる「因果説 (causal theory)」である。これは、デイヴィッドソンの論考に由来する見解で、大まかにいえば「行為者とは、行為を因果的に引き起こす存在である」というものである。私は、コーヒーを飲む。コーヒーを飲むという行為を因果的に引き起こした存在こそ、行為者である。そして、コーヒーを飲むという行為を因果的に引き起こすのは、「コーヒーを飲みたい」という欲求、あるいは、「コーヒーを飲んで朝の気分を良くしたい」といった意図である。すなわち、行為者性を示すこととは、理由・欲求・意図といった行為の心的原因をもたらすことである。かくして、「心的原因が行為を引き起こす」という描像こそが、行為者性についての「標準ストーリー (standard story)」となってきた (Velleman 1992)。

行為者不在論争とは、このような「標準ストーリー」に対して提起された論争である。すなわち、「標準ストーリーにおいて、行為者そのものが不在である」という提起が、この論争の発端であった。理由・欲求・意図といった心的原因が行為を引き起こすと語る時、行為を引き起こすはずの行為者そのものが出てこない。我々は、心的原因ではなく、行為者を語るべきではないか。そのようにヴェルマンは論じた (Velleman 1992: 461)。

ヴェルマンが根拠とするのは、「行為者が、自らの意図を原因とするプロセスから疎外される」ケースの存在である。これは、例えば薬物中毒や怒りの爆発といった、心的原因が行為を引き起こすものの、行為者そのものが疎外される事態が発生するケースである。この典型的な事例としては、フランクファートが、不本意な薬物中毒者を挙げている (Frankfurt 1988: 18)。中毒者は、中毒状態での自らの意図と欲求に従って薬物を摂取してしまうのだが、ほんとうのところは、薬物をやめたいと思っている。この時、「やめたいと思っている」行為者は、「標準ストーリー」の描像において捨象されている。ヴェルマンも同様に、「怒りがひとり歩きする」ケースを挙げる (Velleman 1992: 464-5)。怒りのあまり友人と絶縁してしまうのだが、ほんとうのところ絶縁したかったわけではない。まるで自分の行為ではないかのように感じているのだが、怒りがひとり歩きして友人と絶縁してしまう。このような事例においても、「本当はしたくない」と感じる行為者が疎外されている。かくして、単純に因果説的な行為の描像を取ると、行為

者が疎外されることがある。つまり、因果説だけでは、単なる原因性を超えた自発的行為者性 (voluntary agency)、あるいは自律的行為者性 (autonomous agency) を説明できないのである (萬屋 2019: 224; 大庭 2013:81-3)。

この「行為者の疎外 (alienation) の問題」を解決するにはどうすればよいか、これが行為者不在論争の中心的な問いである。ヴェルマンによれば、もはや行為者が疎外され得ないような、「機能的に行為者そのものと言える心理的プロセス」を特定すべきである (Velleman 1992: 475)。意図・理由・欲求のような心理的プロセスでは、疎外されうる。だからこそ、もはや行為者が疎外され得ない心理的プロセスを特定するというわけである。ヴェルマンは、フランクファートによる解決案 (二階の欲求による解決) を不十分としつつ、自らは「理由に基づいて行為しようとする欲求 (a desire to act in accordance with reasons)」こそが、行為者と同一視されるべき心理的プロセスだと主張する (Velleman 1992: 477-8)。ヴェルマンによれば、理由に基づいて行為しようとする動機・欲求は、常に行為者の能動的行為を導く動機としてはたらいっている以上、行為者と同一視されるべきである。

まとめれば、行為者不在論争の眼目は、たんなる原因性を超えた自発的行為者性を特定することにある。この眼目は、以下のように整理できる。

行為者不在論争の眼目：

心的原因から発生する行為のうちでも、真に自発的な行為と言える行為が存在する。それは、特別な動機 X によって発生した行為である。

## 1. 2 自由意志論争

現代哲学において依然として重大な論争として、「自由意志論争 (free-will debate)」がある。すなわち、「あらゆる行為は決定されているのか」といった問いのもとで争われる、人間の自由意志の存立を問う論争である。これが自発的な行為者性をめぐる論争であることは、「自由意志による行為」が「真に自発的な行為」に相当するということから理解できる。機械的に決定された行為は、真に自発的な行為ではなく、行為者の自由意志から生じる行為は、真に自発的な行為である。かくして、自由意志をめぐる論争は、自発的行為者性をめぐる論争の一種である。

じじつ、自由意志論争における典型的な議論は、「真に自発的な行為こそ責任のある行為 (responsible action) である」という理解によって動機づけられている。

つまり、行為への責任を問うという実践を前提にしつつ、責任を問えるのは真に自発的な行為だと考えられ、その自発性を説明するものとして自由意志の存在が要請されている。自由意志がないと責任実践が成り立たないと考えられている。

この思考の理路を辿っておこう。まず、多くの論者によって前提される以下のような原理がある (Strawson 1994: 5-7; Nagel 1979: 25)。

統制原理 (Control Principle) :

道徳的責任が問えるのは、行為者が統制可能な自由意志によってなされた行為である。

道徳的責任を問うことができるのは、行為者が自らを統制しつつ自発的になしたと言える行為のみである。ある行為が投棄や強制などの統制不可能な要素によって発生したのであれば、それに対して道徳的責任を問うことはできない。

統制原理から出発して、多くの論者は次のような原理へと向かう (MSH 5; Van Inwagen 1975: 188; Frankfurt 1988: 1)。

複数性原理 (Plurality Principle) :

行為者が統制可能な自由意志とは、複数の開かれた選択肢の中から選びとる能力のことである。

この原理を動機づけるのは、「行為者が真に自発的に行為するためには、複数の行為の選択肢へと開かれていなければならない」という思考である。目の前に複数の道が広がっていて、そこからどちらに行こうか選ぶ。自由意志は伝統的に、かかるイメージのもとで語られてきた (Kane 2005: 7)。じじつ、自由意志論争で主題的に扱われる「他行為可能性 (alternative possibilities)」とは、自由意志・自発性の条件として複数の選択肢が現実に関われていることを要求するものである。

かくして、自由意志論争が自発的な行為者性をめぐる論争であり、そこには統制原理・複数性原理といった、自発性についての解釈が前提されていることがわかった。これをまとめると以下ようになる。

自由意志論争の眼目 :

道徳的責任が問えるのは、真に自発的な行為である。それは、行為者が統制可能な・複数の選択肢のうちから選びとる自由意志に基づく行為である。

自由意志論争が自発的行為者性をめぐるものであることは、ゲーレン・ストローソンのよく知られた議論に典型的に現れている。論文「道徳的責任の不可能性 (The impossibility of moral responsibility)」においてストローソンは、道徳的責任は実のところ不可能であると論じた (Strawson 1994)。「真に道徳的に責任がある (truly morally responsible)」と言えるためには、ひとは自由にその行為を選択している必要がある。とはいえ、自由を担保するには、その自由な選択自身も自由に選択する必要があり、結局は無限遡行するのであり、ひとが自己原因のようなものでないと「真に道徳的に責任がある」とは言えなくなってしまう。

このようなストローソンの「基本論証 (Basic Argument)」には、明らかに、我々が確認した自由意志論争の眼目が現れている。道徳的責任が成立するためには真に自発的な行為がなければならず、真に自発的な行為があるためには統制可能な自由意志がはたらいっていないといけない。このような思考は、ストローソンが示すように、遡行していく。コーヒーを飲むという私の行為が真に自発的であるためには、その意志だけでなく、その意志を可能にする性格も自由に選ばれたものでなければならない。自発的行為者性に関するこの思考・眼目の成立可能性をめぐって、自由意志論争は交わされてきた、と言える。

## 2. 行為者性の系譜学へ：自発性の実践的眼目

前節では、行為者不在論争・自由意志論争が、自発的行為者性をめぐるものであることを確認した。では、自発的行為者性をめぐる論争はいかにして決着するのか。言い換えれば、真に自発的な行為の理解はいかに決定されるのか。このような「自発的行為者性とは何か」という探求において「自発的行為者性の概念がそもそもいかなる経緯を経て必要とされるのか」というストーリー（自発的行為者性の系譜学）を検討することは有用であろう。自発的行為者性の概念が、どのような実践的必要から要請されたのか。どのような理路を経て、現在のような自発的行為者性の理解が生じてきたのか。こうした系譜学的探求によって、自発的行為者性の概念分析の端緒を得ることができる。

自発的行為者性の系譜学が重要なのは、プリミティブなニーズと現代的な理解のあいだの衝突によってその概念的な混乱が生じているために、衝突する二つの理解が生じることの説明が系譜学に求められるからである<sup>2</sup>。既にみたように、自発性は責任や自律の実践にとって必要な概念であるにも関わらず、その内容に

は混乱や懐疑が存在している。「自発性はプリミティブに必要だ」という考えがある一方で、自由意志論争に見られるような「自発性は成立しない」という考えも生じている。プリミティブなニーズと現代的な理解という二つのモチベーションが対立して概念の混乱が生じているいじょう、概念分析にあたっては、その二つがいかなるもので、いかなるものの解釈をめぐる争っているか、という説明が必要になる。かくして、系譜学は、二つのモチベーションを説明するような二段階のものになる。すなわち、どんな人間社会であれ必要となるようなプリミティブな自発性のニーズの段階と、現代での理解の段階である。

まず、プリミティブなニーズから出発しよう。ある行為が自発的であると区別するとき、いかなる理解がなされているか。ウィリアムズによれば、プリミティブな行為者性の理解には四つの要素がある（SN 55）。原因（cause）・意図（intention）・状態（state）・反応（reaction）である。「行為の原因はなんであるか」、「行為はいかなる意図のもとでなされたか」、「行為はいかなる状態のもとでなされたか」、「行為に対していかなる反応があるのか」という四つの要素が自発性を構成しており、これによってプリミティブな責任実践が生じる。例えば、Aさんによって、意図的に、通常の心的状態のもとで、引き起こされた行為Xについて、非難という反応が与えられる。

かかる四要素に基づく自発性と責任実践は、人間社会において「どこにでもみられる平凡なことがら（universal banalities）」である（SN 55）。どんな時代のどんな社会であれ、これらの要素に基づいて行為者性を理解し、責任実践を形づくる。じじつ、この理解は、現代だけでなく、ホメロスの叙事詩のような古代においても見られる。『オデュッセイア』の中で、求婚者たちが武装しているのに驚くオデュッセウスに対して、息子テレマコス「父上、それはわたくしの手落ちでした。扉を開けたままにしておいたわたくしの罪です」（22. 154-6; 邦訳 p. 260）と言うように、意図への注目がすでに現れている（SN 50-1）。テレマコスが意図的に扉を開けておいたとすれば、彼はオデュッセウスを裏切っていることになり、意図的でなければ過誤ということになる。このように、意図の有無は、誰が敵であり味方であるか理解するという他者と共生していくうえで最も基礎的なニーズに対応している（SN 56）。他の要素も同様である<sup>3</sup>。以上をまとめよう。

自発的行為者性のプリミティブな実践的眼目：

行為の責任を問うという責任実践においては、行為の原因・意図・状態へ注目して自発的行為者性を区別することが要請され、それに基づいて行為への

反応（非難や称賛など）が変化する、というプリミティブな構造がある。

あらゆる責任実践には、これら四つの要素への注目があり、それはきわめて平凡なことからである。行為の区別を設ける以上は、どうしてもこれら四つに注目せねばならない。

次いで、このように理解される自発的行為者性が、現代で理解されるニーズを得るに至る具体的な歴史的経緯を確認しておく必要がある。ここで注目すべきは、近代以降から現代に至る自発的行為者性の理解である。すでに確認したように、現代の自発的行為者性の理解には、自律や自由意志への特別な関心がみられる。これは、四つの基本要素の中でも、とりわけ意図に着目した理解・実践であると言える。すなわち、近代以降、「意図的な行為こそ自発的な行為である」という形で、責任帰属の対象を意図的な行為に限定しようとする傾向が生じてきた。じっさい、古代ギリシアにおいては、意図は近代ほどには重視されていない。オイディプスは、そう意図したのではないにも関わらず、自らが引き起こした災厄に対して責任を感じ、自らの目を潰す。こうした古代の自発性理解・責任実践は、近代の道徳的責任を重視する学者の目から見れば、ひじょうにアルカイックで野蛮なものにも見えるだろう（SN 64）。以上のように、西欧の責任実践の歴史を例にとれば、古代から近代にかけて、意図の重視という変化がみられることが確認できる。

このような自発性理解・責任実践の変化はいかに生まれたのだろうか。自発性の形而上学が進展したことで生まれたのではないだろう。意図への着目に関しては、明らかな社会的・歴史的説明が存在する。国家と法の理解の変化である。近代において、法権力・国家権力の範囲が拡大するとともに、市民は国家・法による強制を制限して、自らの自由を守るニーズが出てくる。それによって、「意図していない行為には罰せられない」といった刑法的な理解が要請されるというわけである（SN 65）。これは、近代国家権力の性格を前提にした政治的な調整の産物である。以上の歴史的系譜をまとめよう。

近代の自発的行為者性の実践的眼目：

近代国家の権力が拡大するとともに、責任実践において、行為の意図がとりわけ注目されるようになった。つまり、非意図的な行為に対する責任帰属が著しく制限され、自発的な行為ではないとされるようになった。

### 3. 自発性の形而上学の批判

ここまで、自発的行為者性の系譜学を考察してきた。自発性は、互いの行為に関心を持つ社会の責任実践において必要とされるのだが、近代国家の登場とともに、意図に特別な着目を置くニーズが生じてきた。この系譜学的考察が、第一節でみた行為者性の論争に対して、いかなる含意を持つのか、本節で検討しよう。

自発性の系譜学が明らかにするのは、現行の自発性の探求の限界である。意図への注目などに特徴づけられる近代的な自発性理解が近代社会における政治的な調整の産物であるいじょう、自発性の探求は、あくまでも、現状の責任実践に対応するという設計目的の範囲内で行われるべきである。かかる探求において、責任実践のありようを無視して、意図の分析を深めようとするのは、探求のそもそもの眼目を外している。

このポイントをウィリアムズは、「自発性の概念は本質的に表面的である(essentially superficial)」であると表現する<sup>4</sup>。彼の言葉を引用しておこう。

自発性の概念は有用である。そして、この概念は正義の実現に使えるものでもある。この概念は、しかし、本質的に表面的なものである。この概念についての問い——まさしくどんな帰結が意図されていたか、心的状態が通常のものだったか、特定の時点で行為者がじしんを統制していたかといった問い——を深めようとするとどこかで、懐疑論——ありがちで、それ自体根拠のある懐疑論——の蟻地獄へと引き込まれてしまう(SN 67)。

自発的行為者性の概念・理解は、人間の責任実践やそこでの正義の実現において有用である。どんな社会であれ共生していくうえで自発性に関心をもつ理由があるし、ましてや法と国家の権力が肥大化した近代西欧社会においては、なおさら重要になってくる。意図せざる行為について道徳的責任を負ってしまうのであれば、我々の社会的な自由が侵害されてしまう。とはいえ、系譜学的考察が示すように、自発性は責任実践や自由の保障から要請される概念に過ぎない。自発性の実践的眼目を無視して形而上学的探求を推進しつづけると、自発性の実践的眼目を掘り崩すような懐疑を引こしてしまう。

具体的な問題の検討に入る前に、一般的な仕方で問題を整理しておく。自由意志論争などの自発性の形而上学は、自発性の条件を確定することを通じて、自発性と非自発性を形而上学的に分離しようとする。「自発性とは、Aの性質を持つ



ものである」。そこにおいては、自発性と非自発性は概念的に異なるものとされる。このような形而上学的前提は、自発性の社会依存性（社会の実践に応じて理解が変化すること）を理解できないし、その不確定性やスカラ性（自発性に程度があるということ）に対応していない。ひるがえって、自発性が責任や相互理解の実践を成立させるための仮設的な装置だとすれば、それが社会依存性を持っており、不確定性やスカラ性を持つのは当然のことである。かくして、自発性の形而上学は、自発性の本質的な表面性を理解していないために、懐疑論をもたらす。以下では、この形而上学の問題を、具体的な論争に即して確認しよう。

### 3. 1 自由意志論争：純化による疎外

自由意志論争において、論争の対象となっていたのは自発的行為者性（自由意志を持った行為者であること）であり、それが統制原理や複数性原理によって分析されていたのだった。ここで検討されている自発性は、（多くの論者にとって）責任実践のために必要なものとして理解されている。論者たちは、この自発性を純化させようとする。すなわち、複数性など何らかの性質によって、自発性と非自発性を区別しようとしている。しかし、責任実践に必要な自発的行為者性を、このような形で純化させることが可能だろうか。

まず、かかる自発性は概念的な不確定性・スカラ性を有しており、純化できない。責任実践においては、公平性・正義・自由を保障するために、自発性がさまざまな形で条件づけられる。自発的であることとは、「他者による操作・強制を受けていない」、「精神異常の状態にない」、「行為の結果を予見・意図していた」、「その行為をすべき理由を認識していた」などと条件づけられる。しかし、これらの条件のどれをとっても、概念的に不確定なものである。説得、勧誘、洗脳は強制に当たるのか。どこまでが精神の異常や無知とされるのか。認識されるべき行為の理由とはどのような種類のものなのか（例えば「太陽が眩しかったから」は理由になるのか）、解釈の余地があり、境界線事例が存在する。また、これらの条件は、どれも程度を許容するだろう。強く強制に当たるものもあれば、弱い強制としかみとめられないものもある。くわえて、これらの条件と実践は、時代や社会によってその解釈や実現形態が異なるものである。例えば、医学的理解の変化とともに、精神異常者の行為の自発性の解釈は変化している。まとめれば、これらの条件は本質的に「ある程度の自発性を選び分けて責任実践に使う」ためのものであり、形而上学的考察によって「自由意志があるかないか（ゼロか100か）」の基準へと純化できるようなものではない。

次に、自発性の不確定性を取りこぼす自由意志論争は、じっさいに誤った方向に進んでいることを確認しよう。このことは、自由意志論争においてしばしば前提されてきた複数性原理（他行為可能性）を検討することで明らかになる。すなわち、行為の選択肢が複数でなくとも、責任を問うことは可能であり、自発性は担保されるのである。これを理解するために、以下のような状況を考えてみよう。

リベラルの投票：

ナオミは筋金入りのリベラルである。この度大統領選挙が行われることになり、ふたりの有力候補がいる。ひとりにはリベラルであり、いまひとりには極端の人種差別主義者である。後者への抗議運動に深くコミットしてきたナオミは、もはや考えることもなく、リベラルの候補者に投票した。

この事例において、ナオミの投票に他行為可能性はもはやないように思われる。彼女にとって、差別主義者に投票することは思考不可能な選択であるだろうし、自発的に彼女がそのような行為を行う状況は考えがたい。筋金入りのリベラルとしての彼女の価値観やひととなり（character）を前提にする限り、彼女の投票は「必然的（necessary）」であろう。このように、ある種の行為は、もはや複数性・他行為可能性が考えられないほどに、行為者にとって必然的である<sup>5</sup>。この事態をウィリアムズは、「実践的必然性（practical necessity）」、あるいは、「ひととなりによる（他行為の）不能性（incapacities of character）」と呼ぶ（ML129）。

実践的必然性による行為は、しかし、責任ある行為である。ナオミの投票は、明らかに責任のある行為であろう。それは、単に責任を問える行為のみならず、むしろ積極的に責任を負うことのできる行為だろう。リベラル候補への投票は、ナオミのひととをよく表現するものであり、強い意味において「彼女じしんによる行為」と言えるからである（ML130）。つまり、彼女の行為は強い意味で自発的であり、強い意味で責任のある行為である。そうだとすれば、自発性と責任を複数性によって理解する自由意志論争の形而上学的分析は、誤っている。

最後に、自発性を何らかの基準によって純化できるという期待は、たんに自発性をうまく理解できないだけでなく、自発性に基づく実践を懐疑へと引き込むことも重要である。他行為可能性であれ何であれ、「自由意志」を何らかの基準によって純化して、自発性と非自発性を二値的に区別しようとすることは、それ自体、懐疑論を準備する。自発性がこの本性からして不確定で曖昧なものであるとすれば、それを純化しようとする試みは、曖昧であらざるを得ない自発性を恣

意的なものへと変貌させるからである。つまり、ゲイリー・ストローソンの議論に典型的に現れるように、一度混じりけのない自発性を求めてしまうと、あらゆる日常的な自発性は、不確かで、恣意的なものに変貌する。責任実践を成り立たせていた自発性を明確な基準によって純化しようとする、責任実践そのものが成り立たなくなる。かくして、自発性の純化への期待こそが、自発性と責任実践を疎外していると言えるだろう。

### 3. 2 行為者不在論争：自律の不確定性

行為者不在論争は自由意志論争と同様に自発性を問題にしているが、そこで問題となる自発性は、自由意志論争のそれとは異なる。ここで問題になるのは「まさに自分がしたと言える行為」を示す、「自律」としての自発性であり、責任実践で問題になる自発性よりも強いものになっている。怒りに任せた絶縁も、自律的でないにせよ、他者から非難されたり責任を問われたりする行為ではある。かくして、ヴェルマンをはじめとする論者たちは、責任や非難の実践とは別の次元で、「欠陥 (defect)」のない行為を検討していると言える。例えばヴェルマンは、彼のプロジェクトを、「動物的行動」とは異なる「真正の人間行為」を求める探求として位置づけている (Velleman 1992: 465)。これは、他者から問われる類の責任を問題とする自由意志論争とは異なり、むしろ「自分への責任 (responsibility for self)」(真に自分らしく行為するとはいかなることか) を問題にしている。行為者不在論争が検討する意味での自発性については、ここまで論じてきた自発性と区別するために、「自律的行為者性」と呼んでおこう。

自律的行為者性については、系譜学によって明らかにされた自発性の実践的基礎とは別の眼目によって成り立つものだろう。自律的行為者性は、「自分らしい行為」、「成熟した個人の行為」といった、人間の成熟に関する見解を含む。これは、あるべき熟慮・振る舞いに関する行為者性ではあるが、他者への責任帰属の実践とは関わらないだろう (MSH 29)。ウィリアムズはこれを、「成熟の理想 (ideal of maturity)」と呼んでいる (MSH 28)。成熟の理想は、「自分とはいかなる存在で、どういう存在になるべきか」といった自己理解に関わるものの、責任実践はこのような自己理解に大きな関心を持たない。かくして、自律的行為者性を責任実践に基づく表面性から理解することはできない。

とはいえ、自律的行為者性についても、自由意志論争と同形の問題が存在する。すなわち、論争の対象となる自発的行為者性理解には本質的な不確定性があり、その不確定性を取りこぼす分析は方向を喪失している。既に検討したヴェルマン

(理由に基づいて行為する動機)やフランクファート(二階の欲求)がそうであったように、行為者不在論争の論者たちは、自律的行為者性を何らかの特別な心的動機が存在によって分析しようとしてきた。ウィリアムズによれば、この分析の典型は、単なる欲望とは明確に区別される特別な理性によって自律を説明するプラトンの説明に現れている(SN 42-3)。これらに共通するのは、「合理的な熟慮に従って行為する行為者こそ自律的である」という成熟のモデルである。

しかし、自律的行為者性は、行為の源泉としての合理的動機の有無によっては確定できない。というのも、自律的行為者性は、行為者によって異なるアイデンティティや性格、そして行為後の運によって決定されるからである。

まず、自律的行為者性は、個人によって異なるアイデンティティ理解の影響を受けることがあり、それゆえ一般的な分析によって確定できない。イエスの弟子であることを問われて否認したペテロの行為は、彼がそれを「弟子としてふさわしくない恥ずべき行為」として理解すれば、自分らしくない欠陥のある行為(意志の弱さ)と見做されるかもしれない。しかし、キリストの予言を想起したペテロにとっては、「弱き者としての自らのアイデンティティ」をよく示す、まさにペテロらしい行為である。このように、同様の心的動機によってもたらされる同様の行為でも、行為者のアイデンティティ理解に応じて、自律的と解釈されたりされなかったりする。アイデンティティと関わる自律的行為者性は、かくして、熟慮の合理性・特別な心的動機の有無によって確定できない。

くわえて、自律的行為者性は、運によって決まることがある。その典型的なケースは、アクラシア(意志の弱さ)において現れる。つまり、自分にとって最善の選択をし損ねるといふアクラシアは、行為前の特別な心的動機の有無によって判定されず、行為後の偶然的な成り行き(運)によって決まることがある。ウィリアムズに倣い、次のような心の揺れの事例を考えてみよう(MSH 24)。

心の迷い：

奈々の心は、二人のひとの間に揺れている。奈々は既に、遊び人のタクミの方と婚約しているのだが、純粋なノブからのアプローチに心を動かされている。タクミと結婚してノブを忘れるか、ノブとの新しい恋へと身を投げるか。

ここでの奈々の「迷い」が意志の弱さとなるかどうかは、選択の後の運にも影響される。結婚を決めた奈々がタクミとの結婚生活に満足すれば、彼女の迷いは「意志の弱さ」として解釈されるだろうが、逆に結婚生活が不幸なものならば、

彼女の迷いは正当なものとして解釈されることになるだろう。婚約者ではなくノブと一緒に、奈々が幸せになれば、この迷いは「意志の弱さ」ではなく、「真実の愛への気づき」と解釈される。いずれにせよ、この「迷い」の意味は、行為者による遡及的な解釈を受けるものであり、それゆえに恋の成り行きという運に影響される。かくして、アクラシアの事例を、行為前の心的動機の有無によって完全に判定することはできない。行為が「自律的なものであったか／意志の弱さによるものだったか」という評価は、運にも影響されるのである。

以上のように、自律的行為者性は、自己理解に関わる成熟の理想として、運やアイデンティティに左右されるものである。かくて、このような自律を、合理的な熟慮のモデルに基づいて、行為前の特別な心的動機によって一意に確定することはできない<sup>6</sup>。

## 結論

本稿では、自発的行為者性をめぐる現代の二つの論争の構造を概観するとともに、それらが前提とする「自発性の純化の期待」を批判してきた。自発性は、責任実践に要求される限りでは本質的に不確定性を有するべき概念であり、自己理解（自律）に関わるものとしても、やはり偶然的な個人の自己理解に影響を受ける不確定性を有している。よって、自発的行為者性を純化しようとする分析は貫徹できない。そして、そのような分析は、不純にまみれた自発性への懐疑論をもたらすものであるために、否定されるべきである。

本稿は、こうした「純化の期待」の奥深い動機については、近代の責任論に生じた「意図への注目」というニーズから説明するのみで、多くを議論しなかった。この動機とは、ウィリアムズによれば、近代道德の根本的理想——運の影響を排除しようとする理想——である（ML 21; ELP 217）。真に自発的になした行為についてのみ責任を負うならば、人生は運に左右されなくなる。行為者性の系譜学を描き切るためには、かかる「道德の理想」について、稿を改めて、より多くを検討すべきだろう。

---

<sup>1</sup> ウィリアムズは、行為者性をめぐる論争について、行為者性概念の由来を問う、つまり、行為者性の系譜学によって批判する方向を提示した。本稿は、彼のテキストに点在する系譜学的考察をまとめ、ひとつの議論として再構成するものである。行為者性に関するウィリアムズの考察は、従来のウィリアムズ研究において比較的軽視されてきたものの、ごく最近になって、注目されつつある（Queloz 2022; Russell 2022）。これらの研究は、ウィリアムズの議論の自由意志論争への含意に注目するが、本稿はそれよりも広く、自律的行為者性への考察も扱う。

<sup>2</sup>例えば「原子」といった科学的な概念においては事情が異なるだろう。「原子」という概念を必要とするに至った科学史を紐解いたとしても、原子についての現代科学の探求にとって特に有用であるとは思われない(ER 406)。

<sup>3</sup>例えば『イリアス』におけるアガメムノンの弁明には、状態への注目が現れている(SN 52)。彼は、神の吹き込んだ「盲目の狂気」によってアキレウスを邪魔したと弁明しており、この弁明には、異常な状態によってなされた行動は、自発的な行為ではなかったという思考がある。これは、現代においても同様であろう。薬物中毒は非自発的であるとされるように、意図や状態への注目が自発的行為者性の理解の基礎にある。

<sup>4</sup>この表現はニーチェの用法(「彼らギリシア人たちは表面的であった——深さゆえに!」)を踏まえている(『喜ばしき知恵』序文;邦訳 p.17)。

<sup>5</sup>現代の自由意志論争の用語を使えば、「行為者が異なる行為をするような近傍の可能世界は存在しない」ということになる。

<sup>6</sup>くわえて、ヴェルマンらのアプローチは、習慣的な行為者性を取りこぼすことも指摘できる(Hornsby 2008: 184)。習慣通り朝のコーヒーを飲むのは、「理由に基づいて行為する動機」など特別な心的動機による行為ではない。しかし、こうした習慣的行為が、自律的行為者性の欠如、つまり欠陥のある行為だとは考えがたい。

### [凡例]

以下の文献は略号によって指示する。

- ML** Williams, Bernard. (1982). *Moral Luck: Philosophical Papers 1973-1980*, Cambridge U. P.  
**ELP** Williams, B. (1985/2011). *Ethics and the Limits of Philosophy*, Routledge Classics, Routledge.  
**SN** Williams, Bernard. (1992). *Shame and Necessity*, University of California Press.  
**MSH** Williams, Bernard. (1995). *Making Sense of Humanity: And Other Philosophical Papers 1982-1993*, Cambridge U. P.  
**ER** Williams, Bernard. (2014). *Essays and Reviews: 1959-2002*, Princeton U. P.

### [参考文献]

- Frankfurt, Harry. (1988). *The Importance of What We Care About*, Cambridge U. P.  
 Hornsby, Jennifer. (2008). "Agency and Alienation" In *Naturalism in Question*, Caro, M. D. and Macarthur, David. (eds.), Harvard U. P., pp.173-187.  
 Kane, Robert (2005). *A Contemporary Introduction to Free Will*. Oxford U. P.  
 Nagel, Thomas. (1979/1991). *Mortal Questions*. Canto Classics, Cambridge U. P.  
 Queloz, Matthieu (2022). "The Essential Superficiality of the Voluntary and the Moralization of Psychology." *Philosophical Studies* 179 (5), pp.591-1620.  
 Russell, Paul (2022). "Free Will and the Tragic Predicament: Making Sense of Williams." In Szgeti, Andras & Talbert, Matt (eds.), *Morality and Agency: Themes from Bernard Williams*. Oxford U. P., pp. 163-183.  
 Strawson, Gary. (1994). "The impossibility of moral responsibility." *Philosophical Studies* 75 (1-2), pp.5-24.  
 Van Inwagen, Peter. (1975). "The Incompatibility of Free Will and Determinism." *Philosophical Studies* 27 (3), pp. 185-199.  
 Velleman, David. (1992). "What Happens When Someone Acts?" *Mind* 101(403), new series, pp.461-481.  
 萬屋博喜(2019)。「行為の因果説と能動性」『広島工業大学紀要. 研究編』53, 223-228頁。  
 大庭健(2013)。「乖離していく主体：行為の因果説の帰趨」『専修人文論集』93, 77-104頁。  
 ニーチェ, フリードリヒ(2012)。「喜ばしき知恵」(村井則夫訳)河出文庫。  
 ホメロス(1994)。「オデュッセイア(下)」(松平千秋訳)岩波文庫。